

動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令案  
に関する意見募集の結果について

令和6年7月1日  
国土交通省鉄道局  
安全監理官

国土交通省では、令和6年4月24日から令和6年5月24日まで、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、8件の御意見が寄せられました。

お寄せ頂いた御意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和6年4月24日（水）～令和6年5月24日（金）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び国土交通省ホームページ
- ③意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

2. 意見数

提出意見数 8件

3. お問い合わせ先

国土交通省鉄道局安全監理官室 意見募集担当

電話番号：03-5253-8111（内線40765）

## 御意見の概要及び国土交通省の考え方

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は要約等の整理をしております。

No.	御意見の概要	国土交通省の考え方
1	○ 動力車操縦者試験の受験年齢引き下げに賛成します。 鉄道会社の人員不足は切実なので、行政としてもできる支援をお願いします。	○ 本改正に御賛同頂きありがとうございます。 今般の動力車操縦者試験の受験資格の要件の見直しも、鉄道分野における人手不足を背景に見直しました。
2	① 動力車操縦者運転免許証について、トランスジェンダーの就業促進、個人情報保護、職場でのハラスメント防止、アウティング（性的マイノリティであることや性別変更について、本人が了解しない形での暴露）防止等の観点から、性別欄削除が必要であり、賛成です。 その他の改正点についても、必要かつ妥当な内容であり、賛成です。 ② なお、「必要な経過措置」の一環として、本改正の趣旨を十分に生かせるよう、すでに動力車操縦者運転免許証を持つ人に対しても、性別欄のない運転免許証を希望する人に対して、新様式での再交付を受け付けるとともに、関係者に周知いただくよう、お願いいたします。	① 本改正に御賛同頂きありがとうございます。 ② 御意見頂きありがとうございます。 運転免許証の再交付申請をしていただければ、新様式での運転免許証を再交付します。また、この件については、地方運輸局を通じて鉄道事業者等に周知します。
3	○ 国家資格ということで身分証明としての利用も考えられることから、性別欄を削除することに反対します。  (他3件)	○ 御意見頂きありがとうございます。 身分証明としての要件は、身分証明を求める機関にお問い合わせください。
4	① 「動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる異常がないこと」の解釈について、医師の診断結果のもと事業者が判断することになるのでしょうか。  (他1件) ② 聴覚の判定基準につきましても明確な基準を望みます。	① 御質問頂きありがとうございます。 動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号）第8条の2に規定する身体検査は、同省令別表2に掲げる検査項目事項についての医師の診断書を運転免許申請書とともに提出させ、その診断書により地方運輸局が検査を行います。 ② 頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

5	<p>① 免許を与えられる年齢を引き下げることには反対する。 理由は、鉄軌道乗務員は運転技術だけではなく旅客対応も求められており、社会人経験がほとんど無い18歳に免許を与えるのは不適切であるから。 (他1件)</p> <p>② 免許証に記載してある地方運輸局長の氏名は省略すべきではない。 理由は二点 (1) 運転免許を与えた者の氏名を記載することで、免許を与えた者の責任を明確にすべきであるから。 (2) 他の国家資格の免許証や資格証(例えば看護師免許証や宅地建物取引士証など)にも免許を与えた者(国務大臣・都道府県知事等)の氏名が記載されており、免許権者が誰か明確にされているから。 (他1件)</p>	<p>① 御意見頂きありがとうございます。 旅客対応については、動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和31年運輸省令第43号)第8条の5第6号に規定する技能試験において確認するとともに、運転免許取得後においても、鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第10条第2項等の規定に基づき、事業者は、運転士を含む列車又は車両の運転に直接関係する作業を行う係員に対して、作業を行うのに必要な適性、知識及び技能を保有していることを確かめております。</p> <p>② 免許証に記載する地方運輸局長の氏名の省略については、氏名の記載はしませんが「地方運輸局長」の記載をすることから、免許を交付した者は明確です。</p>
---	---	---